

令和7年度 船橋市第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、下記要件に該当する第3子以降の義務教育期間における学校給食費について無償化を実施しています。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出（毎年度）が必要となります。今回提出していただくのは令和7年度分です。**令和6年度分の申請をお忘れの方は至急お問い合わせください。**

※このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、義務教育期間の船橋市立学校における全ての世帯に配布しています。

無償化の対象となる要件

以下の(1)から(3)を全て満たしている保護者が対象となります。

なお、無償化となるのは扶養している子のうち、**年齢が上から数えて第3番目以降の子**の学校給食費となります。

- (1) 小学生以上（令和7年度）の子を**3人以上扶養**している。
- (2) (1)の子のうち、**上から第3番目以降の子**が船橋市立小学校・中学校・特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）で給食の提供を受けている。
- (3) 生活保護で学校給食費の支援を受けていない。

無償化の対象となる児童生徒の例（網かけが無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	無職①	専門学校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例3	就労者（扶養外）	高校生①	中学生②	小学生③	小学生③
例4	アルバイト（扶養内）①	就労者（扶養外）	中学生②	中学生③	中学生③
例5	中学生①	小学生②	未就学児		対象外

申請方法

- (1) スマート申請（オンラインによる申請）または、「船橋市第3子以降学校給食費減免申請書」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。学年は**令和7年度の4月時点の学年**をご記入ください。**新小学1年生の児童も含めて**ご記入ください。対象の児童生徒が複数いる場合も、**申請書は世帯で1枚にまとめて**ご記入ください。※申請書は学校でもらうか市のホームページからダウンロードできます。記入例はホームページでご確認いただけます。
- (2) 申請書に記載した子のうち、**令和7年度に船橋市立小・中・特別支援学校に在籍している子を除いた全ての子**の、有効な健康保険証等の写しを申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。（マイナ保険証の場合は、マイナポータル上の被保険者情報が記載されている画面の写しが必要です。）
ホームページはこちら
- (3) 申請書は裏面の「申請書の提出先」に提出してください。




申請期限

下記の当初申請期限までに申請書をご提出ください。

令和7年3月7日（金）まで

（裏面へ）

申請書の提出先

学校に提出 (対象の児童生徒が複数いる場合は いずれかの学校へ提出してください。)	任意の封筒に入れ、のりづけで封をして、封筒表面に <u>保護者 名及び「学校給食費減免申請書」</u> と記入してください。
保健体育課に提出 (船橋市役所 7階)	切手を貼って郵送または直接持参により提出してください。 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係
スマート申請 (オンラインによる申請)	スマートフォンで右の二次元コードを 読み取って申請してください。 ホームページ(表面二次元コードのページ) からのリンクもあります。 

年度途中の申請について

当初申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかにご提出ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- 例
- ・ 市外から転入してきた
 - ・ 扶養する子が増えた
 - ・ 生活保護の適用を受けられなくなった

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、以下のとおり保健体育課から送付いたします。

- 当初申請分：令和7年4月下旬
- 当初申請期限後の申請分：申請書提出から2か月程度 (※申請書に不備等が無かった場合)
免除された期間の学校給食費は、納付の必要はありません。免除された期間の学校給食費を既に納付済みの場合は、後日還付いたします。

世帯の状況に変更が生じた場合等

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合(扶養している子の人数に変更があった場合など)は、速やかに下記保健体育課までご連絡ください。(扶養している子が減った場合は、無償化を取り消すことがあります。)

令和6年度に第3子以降無償化の対象となっている場合は、令和7年度も無償化の対象となる可能性が高いため、中学校の4、5月分の給食費は仮認定として一旦保留いたしますので、2、3月末時点では請求しません(新中学1年生の4月分を除く)。無償化の対象とならなかった場合には、5月に納付書を送付いたします。

また、第1子(第2子)が4月から就労する場合等、4月時点で扶養している子が3人未満になる予定の方は、申請しないでください。

その他、ご不明点等があれば、下記保健体育課までご連絡ください。

お問い合わせ先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係

電話：047-436-2163・2418